平成２４年（フ）第２７６号
長崎県西彼杵郡長与町斉藤郷268番地－201号、旧住所長崎県長崎市琴海尾戸町329番地
債務者　川口加菜美
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６４号
長崎県南島原市深江町丙1130番地５、前住所長崎県南島原市深江町乙210番地　南島原市営深江あぜつ第１団地Ｇ棟１号
債務者　小林さおり
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
熊本県玉名郡長洲町大字腹赤951番地２
債務者　池松　敏朗
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１２４号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2971番地40中馬住宅16号
債務者　手島　樹理
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１６号
栃木県真岡市下籠谷2159番地59
債務者　田﨑　臣二
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第１７号
栃木県真岡市物井4040番地
債務者　古谷野美由喜
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第４３号
愛知県知多郡阿久比町大字白沢字上釜ケ池５番地５　メイツ巽ケ丘203号
債務者　山田　良子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６号
兵庫県洲本市小路谷1130番地18
債務者　田原　一江
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第３４７号
大分県由布市庄内町東長宝428の５番地
債務者　後藤　末子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４８号
大分県由布市庄内町東長宝428の５番地
債務者　安部　寿美（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５６２号
熊本市東区京塚本町24番９号　みどりアパート102
債務者　久保　麻美
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５６３号
熊本市東区八反田１丁目７番12号　オリエンス八反田102号
債務者　大中　要一
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２９８号
沖縄県那覇市長田１丁目４番７号
債務者　富原　守幸
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４１５号
沖縄県南城市玉城字奥武275番地３　奥武島シーサイドビュー303号
債務者　市村　武理
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１９８号
富山市経堂４丁目７番16号
債務者　髙畠　　**均**
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０４号
富山市粟島町３丁目13番22号、住民票上の住所富山県射水市三ケ2649番地９
債務者　平野眞佐子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０８号
富山市高木南60番地140、住民票上の住所富山県射水市手崎1477番地２
債務者　鎧塚　謙司
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１５号
富山市金屋3782番地２　コーポ金屋303号
債務者　高安　美幸
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
富山地方裁判所民事部